

# 住居確保給付金の支給期間が延長されます

## これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、  
原則3か月間、最長9か月間、家賃相当額を支給。



## 令和3年1月1日以降

最長で12か月まで延長することが可能になります(再々延長)  
※令和3年3月31日までに新規申請し、受給開始した方に限ります。

## 再々延長申請について

※再延長期間の最終月(9か月目)に生活自立相談よりそいの窓口で申請が必要です。

### 【申請には要件があります】

- 1 申請時の収入要件・資産要件を満たしていること。
- 2 再延長期間中に熱心に求職活動に取り組んでいたこと。
- 3 受給中に下記の求職活動を行うこと
  - ①ハローワークへの求職申込
  - ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
  - ③月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談(※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能)
  - ④月に2回のハローワークにおける職業相談(※別紙「職業相談票」の提出が必要)
  - ⑤週に1回以上の企業等への応募。面接の実施(※別紙「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要)

## お問い合わせ

【生活自立相談よりそい】 048-963-9212

【福祉部生活福祉課】 048-963-9162